

令和3年度 臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト 公募要領等に係る質問に対する回答

更新 2021/6/16

No.	大分類	分類	質問・意見	回答	備考
1	希望票	—	・希望票の代理人は、担当者とは別で記載が必要か。	・代理人は本プロジェクトを実施するうえでの責任者（プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等）、担当者は連絡窓口となる者を想定していますので、代理人と担当者は同一でも問題ございません。	
2	公募要領	3. 応募要件 4) 「自動車」の定義	・「道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車が対象」は、小型の配送ロボットや電動車いすのような歩道を走行する車両はプロジェクト対象外となるか。	・本プロジェクトではナンバーが取得可能な車両が対象となりますので、小型配送ロボットや電動車いすは対象外です。	
3	公募要領	4. 企画提案書の内容 3-3. サービスの付加価値や高度化	・5G導入がコンセプトになっているが、走行実証実施に当たり5Gインフラの提供や連携先の紹介などはあるか。	・5Gの活用については必須の提案条項ではなく、提案内容の一例として例示させていただいておりますので、東京都・プロモーターからの5Gインフラの提供は予定しておりません。 ・5Gインフラに関する事業者の連携先に関しても、東京都・プロモーターからの紹介はございません。個別に調整の上、提案させていただきますようお願いいたします。	
4	提案内容	事業性の検討について	・シンボルプロムナード公園内で走行する際に、有料の広告等を表示することは可能か。	・“東京都屋外広告物条例”上、東京都内における公共団体管理の公園は広告禁止区域となっております。 したがって、シンボルプロムナード公園内において有償・無償に関わらず広告を表示することはできません。 車内でのモニター・ポスター等による広告も禁止されておりますので、ご留意頂きますよう宜しくお願い致します。 ・本件において事業化の具体的な検証を行う場合、現行法制度のもと実現可能な、有償広告によらない形の企画をお願い致します。 なお、有償広告によらない形の企画が困難で、将来的な広告規制緩和を想定した企画を提案する場合は、広告主のニーズ調査や収益の見込みの積算を行い、提案書の中で事業化の目的を可能な限り具体的に示してください。	
5	提案内容	事業性の検討について	・実験に使用する車の車体に、実証実験を行う会社の協力会社の企業名や店舗名・運営会社等を表示することは可能か。	・広告宣伝の制限解除は、社会通念上やむを得ない範囲での共催（協賛）企業名の記載に限られます。 このため本件においては原則として、実証実験の直接の実施主体の企業名に限り、制限が解除される可能性があるとお考え下さい。	
6	提案内容	事業性の検討について	・乗車予約等に用いるアプリ内での広告表示は可能か。	・事業採算スキームの検証の一環として、アプリ上に広告を表示すること自体に規制はございません。 なお、広告の表示に際してはプロジェクト採用後、東京都が審査を行います。審査基準は関東交通広告協議会 広告掲出審査基準に順じます。	

No.	大分類	分類	質問・意見	回答	備考
7	提案内容	走行ルートに係る安全性確保について	・シンボルプロムナード公園内を走行する場合において、歩車分離対策のための環境は東京都側でご準備いただけるか。	・実証事業を行う際の安全確保に関しては提案者様で確保していただき、その対策方法についてご提案していただくことを想定しております。そのため、東京都側で準備する予定はございませんので、ご留意のうえ提案いただきますようお願い致します。	
8	提案内容	事業性の検討について	・広告性の無いクリスマスやイルミネーションのイラストが流れるようなイメージムービーを、車窓映写することは可能か。	・単に光を発するもの等、広告に当たらないものを車体に表示させることは可能ですが、文字で表示されていないイメージ等であっても広告に当たる場合があります。広告に該当するか否かは、提案採択後、具体的に表示する予定のムービー等を拝見して確認を行いますのでご留意ください。	